（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第七条　［略］

2　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第十九条第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第二十四条第三項（同法附則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（受給資格等の確認）

第八条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）第七条第二項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。

（利用者負担額等の受領）

第十三条　［略］

［2・3　略］

4　特定教育・保育施設は、前三項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

［一・二　略］

三　食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

イ　次の(1)又は(2)に掲げる満三歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(1)又は(2)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(1)　法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　七万七千百一円

(2)　法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもを除く。ロ(2)において同じ。）　五万七千七百円（令第四条第二項第六号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、七万七千百一円）

ロ　次の(1)又は(2)に掲げる満三歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第三学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第一学年から第三学年までに在籍する子どもをいう。以下ロにおいて同じ。）が同一の世帯に三人以上いる場合にそれぞれ(1)又は(2)に定める者に該当するものに対する副食の提供（イに該当するものを除く。）

(1)　法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　負担額算定基準子ども又は小学校第三学年修了前子ども（そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。）である者

(2)　法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。）である者

ハ　［略］

［四・五　略］

［5・6　略］

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第七条　［同上］

2　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第二十四条第三項（同法附則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（受給資格等の確認）

第八条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）第七条第二項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。

（利用者負担額等の受領）

第十三条　［同上］

［2・3　同上］

4　特定教育・保育施設は、前三項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

［一・二　同上］

三　食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

イ　次の(1)又は(2)に掲げる満三歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(1)又は(2)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(1)　法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　七万七千百一円

(2)　法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもを除く。ロ(2)において同じ。）　五万七千七百円（令第四条第二項第六号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、七万七千百一円）

ロ　次の(1)又は(2)に掲げる満三歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第三学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第一学年から第三学年までに在籍する子どもをいう。以下ロにおいて同じ。）が同一の世帯に三人以上いる場合にそれぞれ(1)又は(2)に定める者に該当するものに対する副食の提供（イに該当するものを除く。）

(1)　法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　負担額算定基準子ども又は小学校第三学年修了前子ども（そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。）である者

(2)　法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。）である者

ハ　［同上］

［四・五　同上］

［5・6　同上］